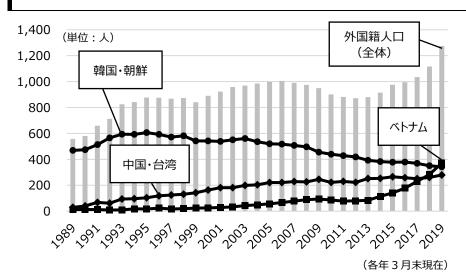
富田林市多文化共生推進指針【改定版】

2020 (令和 2)年 3月 富田林市

概要版

富田林市で生活している外国籍の人の数や国籍の内訳は?

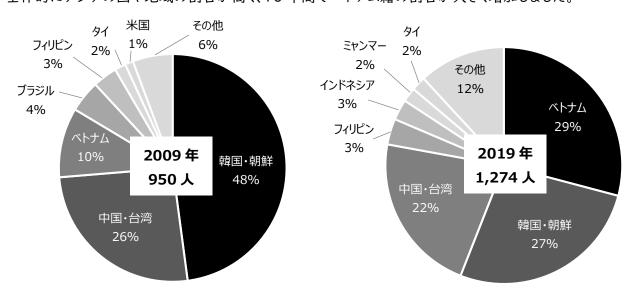


左のグラフは、本市の市民の うち、外国籍をもっている人の 人口の推移を示したものです。

1989 (平成元) 年 3 月からの 30 年間で 2.3 倍に増加しました。

2019(平成31)年3月現在、 外国籍をもっている人は、本市の 人口の約1.1%です。

下のグラフは、2009 (平成 21)年3月と2019 (平成31)年3月の国籍構成を比べたものです。 全体的にアジアの国や地域の割合が高く、10年間でベトナム籍の割合が大きく増加しました。



本市では、2009(平成 21)年2月に「富田林市多文化共生推進指針」を策定し、特定非営利活動法人 とんだばやし国際交流協会(「国際交流協会」)との連携のもと、多文化共生のまちづくりを推進してきました。

急速に地域の国際化が進む中、地域社会には、外国人を一時的な滞在者としてだけではなく、生活者、地域住民として認識する視点が求められており、地域社会の構成員として社会参画を促し、国籍や民族等にかかわらず、すべての人が活躍できる社会を実現することが重要です。

そこで、ますます多様性を増す地域のニーズへの対応を検討するとともに、この間の取組みを振り返り、 多文化共生のまちづくりをさらに推進することを目的として、「富田林市多文化共生推進指針【改定版】」を 策定しました。

「富田林市多文化共生推進指針【改定版】」の方向性や具体的な取組みは?

4つの 方向性

- ① 外国人市民と行政、市民同士の円滑なコミュニケーションを図れるよう施策を推進します
- ② 外国人市民が安心して住みつづけられるよう施策を推進します
- ③ 国籍・民族・文化の違いを認め合い、すべての市民が地域社会の一員として対等な立場で まちづくりに参加できるよう施策を推進します
- ④「誰一人取り残さない」という理念のもと、施策を推進します

本市では、上記の4つの方向性のもと、国際交流協会と連携・協働して、さまざまな施策を実施しています。

Ⅰ コミュニケーション支援

による情報提供

- 多言語・やさしい日本語 市窓口業務案内多言語版
 - 通訳・翻訳サポート など

多言語による通訳・翻訳の対応とあわせ、やさしい 日本語を活用し、情報提供に努めます。

日本語及び日本社会に ● にほんごよみかき教室 関する学習支援

- 識字学級 など

にほんごよみかき教室を実施していくとともに、 日本語学習だけでなく日本社会に関する学習の 支援に努めます。

2 生活支援

居住	● 市営住宅の入居 など	関係機関と連携を図り、相談窓口の充実と あわせ、民間賃貸住宅業者や物件所有者等に 対しても啓発を進めていきます。
教育	多文化共生ネット通訳配置子どもたちとの多文化 共生事業 など	学校では子どもたちの母語を尊重することを原則として取組みを進め、海外からの急な児童生徒の編入や稀少言語に対応できるような通訳配置の充実に努めます。
生活基盤	相談支援中国残留邦人等支援事業など	転入者の国籍等の変化を注視のうえ、柔軟な対応 をめざします。
労働環境	● 地域就労支援事業	ハローワーク等の他機関と継続して連携しながら、 外国人市民も対象とした就労支援を充実して いきます。
福祉・医療・子育て	保育所入所救急現場における多言語 音声翻訳アプリ導入 など	外国人市民を対象とする制度の周知や職員の 意識啓発に努めるとともに、コミュニティソーシャル ワーカー等との連携を図ります。
防災	ハザードマップ多言語版避難所標識の多言語表示など	広報体制、情報発信の多言語対応について検討します。 外国人市民と地域の日本人市民が防災訓練を 通じて、互いに顔の見える関係をつくることが

できるよう、支援に努めます。

3 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する 意識啓発

- 人権セミナー事業
- 国際理解教育事業
- 交流活動 など

セミナーの開催を通じ、多文化共生の意義やその 取組みへの理解を促します。

外国人市民の自立と 社会参加

- 委員会・審議会等における 外国人市民の登用
- インターン制度 など

外国人市民が活躍できる機会を増やし、外国人市民がまちづくりに参画できるよう「外国人市民会議」(仮称)を設置します。

4 国際交流・国際協力

市民の国際感覚の醸成と多文化理解の向上

姉妹都市・友好都市交流など

国際交流・国際協力が双方向的なものとして継続して行われるよう努めます。

5 地域における多文化共生推進体制の強化

庁内の連携

- 多文化共生推進連絡会議
- 職員研修の実施

「外国人市民会議」(仮称)を設置し、外国人市民 の声を聴き、多様化するニーズや課題の把握に 努め、まちづくりに活かしていきます。

地域における各主体の 連携・協働 ● 国際交流協会との連携 など 国際交流協会との連携を強化していくとともに、 地域や学校園、大学等の教育・研究機関、外国人 労働者を受け入れている事業者等との連携を 図ります。

施策の評価・検証の方法は?

参画型で透明性の高い PDCA サイクル*を構築し、絶えず見直しや改善を行うことで、効率的・効果的な施策の実施に努めます。

多文化共生推進連絡会議

多文化共生施策を総合的に進めるための庁内組織として、本指針の具体化や 実践に向けた調整、実施状況の把握など情報共有を図ります。

多文化共生推進委員会

本市における多文化共生施策の基本的な方向性やあり方を示すとともに、 多様化するニーズや課題の把握に努め、本指針に基づく多文化共生施策の 進捗の評価・検証等を第三者的に行います。

外国人市民会議(仮称)

まちづくり等に関する外国人市民の声を聴き、多文化共生推進委員会における議論に生かすことを目的に、新たに設置します。

※PDCA サイクル Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に 改善する手法。

施策の実施主体とその役割は?

富田林市

多文化共生社会の実現は自治体の責務であるとの認識に基づき、 本市における多文化共生のまちづくりを総合的に推進し、本指針に 基づく施策の進捗状況管理及び評価・検証を行っていきます。

特定非営利活動法人とんだばやし国際交流協会

国際交流協会の活動や果たしてきた役割を十分踏まえ、今後とも 市と連携・協働を図りながら、地域に根差した多文化共生のまち づくりを推進していきます。

市民や地域コミュニティ、

学校園、事業者、関係機関・団体等

多文化共生施策の推進にあたっては、 市民や町会・自治会等の地域コミュニティ、 国際交流や外国人支援の活動を行う市民 団体、学校園、事業者、関係機関等も実施 主体としてそれぞれの立場や特長を生かし、 役割分担をしながら、協働して取組んで いきます。

本指針に基づき、それぞれが施策の実施主体としてその特性を生かし、役割を果たしながら、多文化共生社会の実現に向けて取組みます。

「富田林市多文化共生推進指針【改定版】」のキーワード

多文化共生	本市にかかわるさまざまな団体、国籍や民族などの異なる人々が、人権を基盤とし、互いの 文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに 生きていくこと。そのために必要な社会構造的な格差解消に向けた取組みを含みます。	
外国人市民	外国籍を有する人、あるいは、日本国籍を持ちつつ海外につながりのある人で、本市に生活 拠点を有する人。本市に生活する外国人研修生・実習生や留学生なども含みます。	
エス・ディー・ジーズ SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。2015 (平成 27)年に 国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、先進国と開発 途上国がともに取組むべき国際社会全体の普遍的な目標として 17 のゴール (大目標)と 169 のターゲット (小目標) が掲げられています。	
やさしい日本語	普通の日本語より簡単で、外国人にもわかりやすい言葉づかいの日本語。	

特定非営利活動法人とんだばやし国際交流協会とは?

〒584-0036 大阪府富田林市甲田 | 丁目 4 番 3 | 号 電話·FAX 0721-24-2622

E-Mail ticc@m4.kcn.ne.jp

Facebook→ 📆



日本語教室、通訳・翻訳サポート、外国人 市民への相談支援、子どもたちの居場所 づくり、地域や学校での国際理解教育など、 さまざまな事業を実施しています。

富田林市多文化共生推進指針【改定版】(概要版) 2020(令和2)年3月

富田林市 市民人権部 市民協働課 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町 | 番 | 号 電話 0721-25-1000(代表) FAX 0721-25-9037

